

# 新潟県における神仏分離

## — 弥彦神社および佐渡の事例 —

08K047 住安 詩緒里

### はじめに

#### 第一章 神仏分離の概観

1. 神仏分離について
  - (1) 神仏分離の研究
  - (2) 神仏分離の背景
2. 明治政府の神仏分離
  - (1) 神仏分離にまつわる法令
  - (2) 法令が出されたことによる廃仏毀釈と政府の対応

#### 第二章 水戸藩における江戸後期の神仏分離政策

- (1) 思想的背景
- (2) 水戸藩の寺社整理
  - (a) . 寛文期
  - (b) . 天保期
  - (c) . 考察

#### 第三章 新潟県での展開

1. 越後における国学
2. 弥彦神社における神仏分離と廃仏毀釈
  - (1) 弥彦神社と本地仏、神宮寺の関係
  - (2) 弥彦神社神主高橋家と橘三喜
  - (3) 明治における神仏分離と民衆の動き
  - (4) 考察
3. 佐渡における神仏分離と廃寺
  - (1) 奥平謙介の神仏分離政策
    - a. 目的と思想背景
    - b. 政策と動き
    - c. 真宗および各宗派の抵抗と寺院再興
  - (2) 神社の祭神の名称変更（相川町）
  - (3) 考察
4. 水戸藩江戸後期の神仏分離と、弥彦、佐渡における神仏分離の比較・考察

#### 第四章 神仏分離その後—佐渡の廃寺復興運動—

#### 第五章 国家の政策は民衆になにをもたらしたのか

- (1) 神仏分離によって変化したもの
  - (a) 民衆の信仰の対象・神社に祀られる対象の変化
  - (b) 年中行事の変化
- (2) 変化しなかったものはあったのか
- (3) 考察

### おわりに

# 新潟県における神仏分離 — 弥彦神社および佐渡の事例 —

## はじめに

明治時代に行われた神仏分離政策は、神社から仏教的な要素を排除し、それまでの神社や寺院それぞれに関わる人々の立場やあり方を変化させるものとなった。神仏分離政策は廃仏毀釈運動を起し、これにより多くの仏教に関するものが失われることとなったが、それでは民衆の信仰のありかたにはどのような変化があったのだろうか。この論文では主に明治政府が行った神仏分離政策と、それに伴う各地の廃仏毀釈についてみていく。はじめに神仏分離の概観を述べ、各地の神仏分離の実例を参考にしながら、新潟県の弥彦神社、佐渡においての神仏分離、廃仏毀釈運動についてみていき、政府が行った政策によって寺社にどのような影響があったのか、また民衆はどのように動いたのかを考察したい。

## 第一章 神仏分離の概観

各地の神仏分離を見ていくにあたり、はじめに神仏分離という出来事の背景やおおまかな流れについて述べたい。

### 1. 神仏分離について

#### (1) 神仏分離の研究

明治政府が行った神仏分離については、神仏分離令が出される以前の神仏習合の形態から、神仏分離、廃仏毀釈が行われた意図、両者の関係やその展開など、これまでに多くの研究が進められており、『新編明治維新神仏分離史料』も刊行されている。また、各地方の自治体史（誌）でもこの問題を取り上げている。ただしその多くは神仏分離と廃寺の一括掲載にとどまったり、神仏分離や廃仏毀釈運動の強かった地域のみを掲載しており、神葬祭化との一連の流れを平面的に述べていることが多い。これに対し、櫻井治男は神仏分離による村落レベルでの神仏関係の状況の変化や村落神社への影響を、今日に至る状況も含めてもっと実態的に捉えねばならないと問題提起し、さらに研究を進める必要があるとしている。

#### (2) 神仏分離の背景

明治政府が行った神仏分離政策を考察するにあたり、はじめにその背景をみていきたい。これについては、以下の圭室文雄の文章を参考とする。

「平安時代以来、神社と寺院は神仏習合であったものを、神社と寺院をそれぞれ独立させた政策。江戸時代と明治時代に行われた。江戸時代は儒教的合理主義で神道と仏教とを分けた。」（『日本民俗大辞典 上』1999. P894 より）

明治時代の神仏分離以前、神と仏は同じ場所で祀られており、神社と寺院は境内の土地を共有していた。神社では仏像をご神体として祀るところもあり、また神社の管理を社僧や別当が行うなど、神と仏は

不可分であり、民衆からの信仰も神と仏の区別はなかったと思われる。しかし神と仏が平等に扱われていたかといえばそうではなかった。圭室文雄は寺と神社の関係について、「日本における神仏習合をとらえると、常に仏教的なものが主で、神道は従であった<sup>1</sup>」と述べている。

仏教は神道と異なって江戸時代からの寺請制度によって多くの檀家を持っており、この結びつきによって経済的に優位な立場に立っていた。しかしその葬式を儀式化し、檀家に華美さや荘厳さを競わせた結果、僧侶たちは葬式に専念することとなり、もともと重視されていた修行や教学がおろそかとなった。さらに金で僧侶の位を買う「売官の制」により、本来は一定期間修行や教学を修めなければいけないものが短期間で得られてしまうために、無学で無修行に近い僧侶が多く輩出されることとなった。

この状況は問題となり、江戸前期には儒学者、吉田神道関係者から、中期には国学者、後期には後期水戸学者から批判を浴びることとなった。それぞれの思想について細かくみることは今回は避けるが、儒学者たちは僧侶を還俗させて農民（生産者）とすべきという考えから、その他においては敬神廃仏という思想から仏教の状況を批判した。実際に行動を起こした例としては、江戸前期においては1666年頃から儒学者の思想を受け継いだ水戸・岡山・会津藩が僧侶を還俗させる政策をとり、また1665年頃からは吉田神道によって村の鎮守から仏教色が取り払われていく。こうしたなかで江戸後期の思想が後の明治政府による神仏分離につながっていったのは、こういった思想が黒船の来航に端を発する欧米諸国からの圧力と、それに対する危機意識によって、日本という国のアイデンティティを見直すきっかけを引き起こしたためであると考えられる。

## 2. 明治政府の神仏分離

この項では明治政府が行った神仏分離政策についてみていく。明治政府はどのような目的意識を持って、神仏分離政策を行ったのだろうか。この政策によって人々がどのように動いたのかについての実態は次の章でみていくので、ここでは政府が行ったことについてのみ述べる。

### (1) 神仏分離にまつわる法令

1867（慶応3）年10月に大政奉還がなされ、12月には王政復古の号令が発せられた。岩倉具視の顧問であった玉松操らは、この王政復古は「神武の昔に復すを以て理想とした」ものであり、このため新政府の政治は建武中興に則るのではなく、「太古に遡って神武の御創業を法とすべし」とした。この考えにより神道の復古を考えざるをえなくなり、神祇官の再興、神仏分離の計画が起こされることとなった（『新編明治維新神仏分離史料』p38）。新政府の政治を神武の時代に戻すためには、神道も復活させなければならないということになったのである。

この考えのもと、神仏分離政策のためいくつかの法令が出されている。これをみていきながら、明治政府が何を目的として神仏分離政策を行ったのかを細かくみていこう。

神仏分離についてはじめに出された法令は、1868（明治元）年3月17日「神祇事務局ヨリ諸社へ達」であった。この法令では「王政復古は悪い習慣を一掃するものである」とし、別当や社僧には還俗するようにと指示している。なお、神官については官位について追って沙汰をするので、しばらくは白衣で神社の司祭をつとめるようにと指示した。ここでは先の水戸藩が行った寺社整理と同じように、神社から僧侶という仏教的色彩の排除がうかがえる。また、この達しには神仏習合の時には「従」であった神官を、「主」であった仏教から独立させるという意味もあった。

ついで出された同年3月28日の「神祇事務局達」では、某権現や牛頭天王のような神仏混交的な神号やご神体を取り除くことが指示され、本地垂迹の考えのもとで神社に置かれていた仏像や仏教用具も取り除

くように指示され、神社から完全に仏教色を取り除くことが目指された。

『新編明治維新神仏分離史料』ではこの二つの法令が神仏分離の発端となったとしており、指示された内容は神社の管理者から内部のご神体にまでいたっている。この後同年5月16日には「八幡大菩薩」という称号を「八幡大神」とし仏教的な神号を禁止し、同年閏4月4日には別当や社僧は還俗した上で神主や社人の称号に改名し、仏教を捨てて神道を中心とするように指示され、仏教勢力が神社から追放された。そして同年閏4月19日には神職の家庭はみな仏教的な葬式でなく神葬祭を行うようにと達しがあり、江戸時代以来仏教的な葬式で死者を弔ってきた神社関係者の生活からも仏教が排されていくことになった。

## (2) 法令が出されたことによる廃仏毀釈と政府の対応

これらの法令が出されたことで、全国各地で過激な廃仏毀釈運動がおこっていく。この運動は激しいものとなり、慶応4年に早くも廃仏毀釈について以下のような布告が出された。

「古くから社人と僧侶は仲がわるく氷と炭のような間柄であった。ところがこの頃になって社人が急に権威をえて、表向きには明治政府の命令と称し実際には私憤をはらすようなことがあるという、これは御政道のさまたげになるだけでなく、さまざまな紛擾を引きおこすことになる<sup>ii</sup>」

この記述から、政府が神仏分離の目的が廃仏毀釈になってしまわないよう警告している様子がわかる。政府は神仏分離は行方が廃仏毀釈のように仏教を排撃することは目的としておらず、仏教側に新政府に協力するよう求めていた<sup>iii</sup>ので、政府の布告によって過激な廃仏毀釈が起こることは政府も本意であった。

しかし廃仏毀釈はおさまらず、政府は再び明治元年に以下のような布告を出した。

「神仏を混淆しないように先日布令を出したが、これは決して仏教を排斥するという意味ではない。僧侶たちがやたらに復飾(還俗)するのが目立つが、これはいわれなきことである<sup>iv</sup>」

ここでははっきりと仏教を排斥する意図がないことを示している。だがこの布告も大きな効き目はなく、廃仏毀釈は明治4年ごろまで続くことになる。

以上、政府から出された法令についてみてきたが、その内容をみると建築物や土地だけでなく、人々の信仰やその宗教に関わる生活様式に至るまで神仏を分離しようとしていたことが伺える。仏教色は様々なところで否定される形となり、この法令は民衆の生活のありかたや信仰にも影響を及ぼしたと思われる。またこの法令で激しい廃仏毀釈運動が起こることとなり、神仏分離政策はそれまでの寺社における立場を覆すものとなった。

さて、明治に出された神仏分離に関する法令によって、廃仏毀釈が起きたことはわかった。そこから、これは全国的に起こったことであつたのだろうか、地域差はないのだろうかという疑問が生じてくる。そこで、第二章では明治時代の神仏分離政策につながる天保期の水戸藩の神仏分離政策と、神仏分離や神道国教化に関わる神祇官に多く関わった津和野藩における神仏分離についてみていく。その上で第三章では新潟県の弥彦神社・佐渡における神仏分離について取り上げ、その違いについて考察していきたい。

## 第二章 水戸藩における江戸後期の神仏分離政策

水戸藩は以下にみるように、1666(寛文6)年の政策により神仏分離の思想が強化され、天保年間に行われた神仏分離政策である寺社整理は明治時代における神仏分離政策に大きな影響を与えたとされる<sup>v</sup>。それでは、天保期に水戸藩が行った寺社整理とはどのような政策で、どのような影響をもたらしたのだら

うか。

### (1) 思想的背景

水戸藩による天保期の神仏分離政策は、水戸学の廃仏思想を基調として、藩主徳川斉昭によりすすめられた。藤田東湖は「仏教を信じるものは愚民である」とし、僧侶は悪賢く、これにだまされる民衆が多いと嘆いている（『弘道館記述義』巻之上）。また、日本は古来から神を敬うことが信仰の中心であり、神仏習合のありかたは神を敬うそぶりを見せるだけで、実際は仏の信仰を押しつけているため、神仏を分離しはじめをはっきりすべきである（『弘道館記述義』巻之下）という敬神廃仏思想を展開した。また、会沢安は『新国』国体下のなかで仏教徒の華美な建築、収奪が農民生活を著しくさまたげている<sup>vii</sup>とし、『退食間話』では神宮寺・本地仏などの仏教的色彩を一掃し、唯一神道とするよう提言した。

いずれも仏教の収奪が民衆を苦しめているとし、古来からの神道を敬うべきという敬神廃仏思想を展開しており、この思想が徳川斉昭の政策の中心として取り上げられることとなった。それでは、このような思想のもとでどのような神仏分離政策がなされたのだろうか。

### (2) 水戸藩の寺社整理

この項では水戸藩の寛文期の寺社整理を踏まえ、天保期の寺社整理、神社整理とそれによる影響について考察していく。

#### (a). 寛文期

水戸藩は天保期以前の1666（寛文6）年に寺社整理を行い、このとき『諸宗非法式様子之覚』という七か条を規定した。問題点をまとめると以下の四点となり、これのいずれかにあたる寺院を破却すべきであるとした。

1. 祈祷を中心とする寺院
2. 一定数の檀家を持たない寺院
3. 税の対象地をつぶして伽藍を建てている寺院
4. 兼帯の寺院

（圭室文雄『神仏分離』）

このときには水戸藩の仏教の中心であった天台宗・浄土宗といった民衆の現世利益の祈祷を行い、小寺を抱える密教系寺院を中心に、山伏・行人なども含め1098か寺が廃寺となった。また、神社の整理も行われた。神仏習合的色彩の強い八幡社の破却や仏像など仏教的色彩のあるご神体の入れ替えが行われ、「一つの村に一鎮守」として新たに神社が建設されていった。これにより神仏の分離は実現したかのようにみえるが、寺の破却によって民衆の精神的支柱ははずたはずたにされ、寺の僧侶が鎮守の管理に走り、神主となるなど、果たして神仏分離が成功に終わったかといえ、そうではないように思われる。

#### (b). 天保期

それでは、次に天保期の寺社整理についてみていこう。天保期の寺院整理は、1832（天保3）年に次の四か条を制定したことに始まる。その規定は以下のようなものであった。

1. 僧侶がいない無住の寺は破却し、財産、檀家、所有地などは同じ宗派の近隣の寺に預けること
2. 建物が壊れた寺は本尊を兼帯寺院に預けるか小さなお堂を建てるかして安置すること
3. 境内の様々な堂宇については、住職がおり安定している寺でもそこに所属する堂宇の修理は認めず、修復は本堂のみに限る

4. 寺院修理のための檀家の分担については、農民の経済的負担となるような要求をしてはならない  
(圭室文雄『神仏分離』)

この規定から、無住の寺、建物が壊れた寺は破却して寺の数を減らすとともに、寺院の建築が華美になっていくのを制限しようとしていることが見て取れる。また、農民の経済負担を減らす旨も記されている。この規定により破却された寺は190か寺であり、先の寺社整理同様密教系寺院が重点的に処分された。さらに天保期の寺院整理では寛文期には行われなかった大寺の整理も行われ、歴代藩主の菩提寺である浄土宗向山常福寺は寺領没収、寛文期には磐舟に移され保護を受けた浄土真宗の大寺磯浜村願入寺も、茶屋町の不浄な銭を取って生活するのは僧侶としてふさわしくないとして寺ごと移転させられた。僧侶の大部分は還俗し、農民となるケースが多かったようだ。藩は帰農する僧侶に対して積極的な保護政策をとり、強力で帰農を勧めていた。これによってこれまで消費者であった僧侶を農民という生産者とし、生産性の向上がはかられた。

神社側の動きとしては、1843（天保14）年に水戸藩内の神社に対し唯一神道に改めるように達しが出された。藩は神社から仏教的色彩を排除するべく、神社を支配している僧侶や修験を帰農させ追放したが、そのなかでも実際に多くが神官となっており、実態はそれ以前の神社とほとんど変わらなかったようである。しかし水戸藩の唯一神道化政策は強力で推し進められ、東照宮の祭礼の唯一神道化などが行われた。一方で、由緒ある神社は保護され、神社の修造やそれにまつわる費用は藩が保障するなど、神道は手厚い保護を受けた。さらに宗門人別帳の代わりに氏子帳を作成し、寺請制度を否定して神社による神葬祭に移行することで民衆と神社のつながりを強固なものにしていこうとした。仏教的な行事は禁じられ、質素儉約が重んじられた。地藏信仰などの農民の現世利益的仏教行事・信仰、あるいは農業的な稲荷・伊勢などの民俗的要素のある神の信仰は民衆の生活からは切り離せなかったが、石仏や堂塔の処分も行われ、藩は民間信仰すら取り払おうとした。また、「一村一社」を目指して神社の数を増やして村鎮守とし、寺院がなくなった分の民衆のよりどころを確保しようとしたが、それは仏教色が極力廃された神社であり、人々がもともと信仰していた神社とは異なる姿のものであった。

このようにして進められていった改革は徳川斉昭が幕府から1845（弘化2）年に蟄居を命じられるまで続き、これによって挫折した。

### (c). 考察

以上、水戸藩天保期の寺社整理について大まかにみてきたが、寺の数を減らし、僧侶を還俗させ、神社を唯一神道化し、氏子帳を採用して神葬祭に移行するという一連の流れにおいては、神仏分離が進められているといえそうである。だが、神社と氏子との関係を葬祭によってつながらせる点は、寺と檀家の関係のすりかえとも考えられるし、廃寺となった寺の僧侶たちが鎮守の神官として神社に関与している点は、神仏習合の形態を維持しているものといえよう。そうしたことからこの改革は不十分であったといえるのではないだろうか。しかしそれを考えても、天保期の寺社整理は唯一神道を中心とする宗教統制をより強力なものにするという点においては、効果があったといえるだろう。

さらに私がこの天保期の寺社整理で注目したいのは、村民の希望によって破却された寺院もあったということである。これは村民が寺からの収奪に耐えかねており、かつ仏教への信仰が薄れていることを意味する。かつては収奪に不満を持っていても、それには抗えない状況であった。しかし天保期の寺社整理では村民のほうから寺請制度を否定しているのだ。これには開国によって国内外からの脅威が迫っていた天保期に改革が行われたという時期的な要因もあると思われる。

### 第三章 新潟県での展開

この章では第二章の水戸藩天保期の寺社整理を踏まえ、新潟県に焦点を絞り、弥彦神社と佐渡における神仏分離についてみていく。はじめに越後の国学について述べて、越後における神仏分離の思想的背景としての国学がどのように広まっていたかを述べ、次に弥彦神社と佐渡各地域の神仏分離、廃仏毀釈について述べる。

#### 1. 越後における国学

幕末期の国学高揚の波は越後にも押し寄せており、越後における国学は、平田学派が多くを占めていた。その多くは蒲原地域に多く、身分別では農民・庄屋・地主層が多数を占めていた。越後は平田学派にとっては庄屋や地主が多く資金源となっており、平田学の塾であった江戸の気吹舎の門人の行き来も頻繁に行われていたという。

『新潟県史』には、越後における気吹舎の入門者数が記されている。

表一 越後における気吹舎の入門者数（平田篤胤生前）

期 間	人 数
文化9（1812）年－14年	7人
文政元（1818）年－12年	16人
天保元（1830）年－14年	7人

（『気吹舎門人姓名録』）

計30人が入門しており、文化年間には弥彦神社神主の高橋国彦が入門しているほか、与板藩士、同藩家老も入門している。文政年間には高橋国彦の紹介で現燕市の庄屋上杉篤興が入門しており、彼は生田万を越後に招いたといわれ、越後の平田門人の中心人物となった。

平田篤胤没後の門人は、鉄胤の活躍と時代の変化により全国的に増えた。越後からの入門者は以下のとおりである。

表二 越後における気吹舎の入門者数（平田篤胤没後）

期 間	人 数
嘉永元（1848）年－安政6（1859）年	3人
万延元（1860）年－慶応2（1866）年	7人
慶応3（1867）年	19人
明治元年	18人
明治2年	30人
明治3年	9人
明治4年	6人
明治5年	1人

（『新潟県史 通史編5 近世3』）

見てのとおり、慶応3年から明治2年にかけて、入門者が激増している。この時期は戊辰戦争や明治維新が起こった時期と重なっており、平田篤胤の思想が草莽の国学として民衆にも広まっていったことを示しているといえるのではないだろうか。

また、後に平田学派で台頭する津和野派大国正隆の門人鈴木重胤も、秋田の平田篤胤を訊ねるために越後を訪れており、以来数回越後各地を訪れては講演・著述をして門人や知人を増やしたという。新発田諏訪神社神主の畠山義信も、重胤と関係があったようだ。重胤が尋ねた地域をみると、糸魚川市、新発田市、小千谷市、三条市、旧中之島町、加茂市、旧豊栄市、見附市、旧栄町、旧白根市が挙げられる。

佐渡にも平田門人はおり、天保5年と元治元年に入門している者がある。元治元年に入門したのは畑野物部神社の祠官であった。また、佐渡奉行には和歌を好むものが多く、国学との関係も浅くはないように思われる。

こうして見てみると、学派に関わらず国学は新潟県の中越から下越に多くの門人がいたようである。また、民衆だけではなく、新潟県内の多くの神主にも影響を及ぼしている。

## 2. 弥彦神社における神仏分離と廃仏毀釈

ここでは新潟県の弥彦神社における神仏分離政策の影響について取り上げる。はじめに弥彦神社と神宮寺、本地仏の関係について述べ、次に弥彦神社神主高橋家と、弥彦神社の祭祀のあり方に影響を与えた橘三喜を取り上げ、神仏分離の思想的背景を述べてゆく。その上で明治に行われた神仏分離について考察する。

### (1) 弥彦神社と本地仏、神宮寺の関係

弥彦神社神宮寺の本地仏については、弥彦神社『古縁起』に「本地之事詔て曰く、我が本地四十八年在て顕る可しと夢想の告有つて後、遙かに四十余年の春秋を送る、孝謙天皇御宇天平勝宝年中金智大師来臨の時垂迹本地阿弥陀如来を顕し奉る也。」とあり、阿弥陀如来だとわかる。この阿弥陀仏は『桜井古水鏡<sup>vii</sup>』には、本来は龍池寺の末寺であった東正寺の仏像であり、東正寺が廃寺とされたときに神宮寺の二階に置かれたものを元禄元年に宝光院住職快詠が神宮寺に安置したものであることが記されている。

神宮寺が弥彦神社の神域近くに建てられたのは平安末期頃ではないかとされている（鈴木雄彦『弥彦神社の神宮寺』）。後に述べる江戸時代に弥彦神社神主高橋左近光頼によって行われた神仏分離に対する訴訟の結果、神宮寺は真言院の支配となった。しかし弥彦神社の神宮寺は一般の神社とは違い<sup>viii</sup>、神宮寺社僧の勢力が小さく、幕末には単に寺堂が存続していた程度であったようだ。以下の表三は中世と近世の弥彦神社年中行事における寺院との関わりを表にしたものである。中世においては盛んに交流があったが、近世になると正月の勤行のみになってしまっており、神社と神宮寺の関係が浅くなっていることがわかる。

表三 中世と近世の弥彦神社年中行事における寺院との関わり

	中世	近世
正月	・神宮寺御供・勤行 ・国上寺衆徒神前で大般若経転読	・神宮寺が神前で勤行
2月	・神宮寺御祈禱が一日～四日まで行われる	
3月	・舞童神事において国上寺衆徒神前で法華八講 ・春の大禊に並んで法華八講が催される	
4月		
5月		



6月		
7月		
8月		
9月		
10月	・秋の大禊に並んで法華八講が催される	
11月		
12月		

(『新潟県史通史編2』)

また幕末の頃は「神宮寺を預かる社僧真言院は、彌彦神社より年間二十俵の扶持を得て生活していた<sup>ix</sup>。」とあり、彌彦神社においては神社のほうが寺院よりも優位な立場にあったことが伺える。

## (2) 彌彦神社神主高橋家と橘三喜

彌彦神社では明治以前の江戸時代中期において、すでに神主の高橋左近光頼の判断で神仏分離を行っていた。彼に大きな影響を与えたのが、唯一神道学者橘三喜である。橘三喜は浅間神社神主の宮内昌興に神道を学び、その後京都吉田家において唯一神道の伝授を受けた「全国吉田神道大導師の第一人者」であり、最も強い影響力を持った人でもあった(岡真須徳『彌彦神社神主 高橋左近光頼の生涯』)。

三喜は延宝6(1678)年に彌彦神社に参拝した。光頼はもともと熱心な神道家であり、三喜の説く神学に傾倒し、神社祭祀に唯一神道を取り入れようとして神社から仏教色を排除していった。光頼は延宝9(1681)年に「神祇宗を興し、仏像仏具を捨て、神宮寺を廃して靈璽殿となし、神葬祭を行い<sup>x</sup>」、神社祭祀の中に唯一神道を取り入れていった。また、『彌彦郷土史 彌彦神領史話』には「国上寺では慶長年間(1596-1614)以前から彌彦神社に参向して正月二月三月の行事を勤めて来たが、延宝9(1681)年からまったく中止してしまった」とあり、三喜の彌彦神社参拝から3年ほどで光頼は排仏を断行したということになる。この光頼の排仏によって、神宮寺の阿弥陀如来像は売却されてしまった。真言院の社僧は黙っていられず、真言宗智山派紫雲山宝光院<sup>xi</sup>住職の快詠は元禄4(1691)年に光頼の不法十ヶ条<sup>xii</sup>を挙げて幕府に訴えた。この後元禄8(1695)年に光頼は江戸に呼び出しをうけ、幕府の裁判を受けることとなり、翌年には「越後一国江戸十里四方追放」に処せられた。この光頼の排仏は、後の度重なる宝光院や真言院からの訴訟により、排仏以前の姿に戻された。しかし唯一神道は光頼以後も歴代神主に継承されて幕末まで至っている。

## (3) 明治における神仏分離と民衆の動き

越後は明治に改元された後も戊辰戦争が続いており、彌彦神社において神仏分離が行われたのは明治二年のことであった。3月に越後府から神仏分離を実行するよう指令があり、6月には神仏分離について三カ条の「御下知」が下された。その三か条は以下のとおりである。

- 一、伊夜日子神の本地仏は焼却すること。
- 一、神宮寺の諸堂並仏具類は真言院住職に与え、本籍に返すこと。
- 一、神宮寺梵鐘は越後府へ差し出すこと

(『彌彦村誌』)

また7月には加茂の国学者小池内広が社寺取調掛に任命され、越後府全体の神仏分離に取りかかった。さらに明治3年10月には明確に神仏混淆を禁ずる布達が二度にわたって新潟県から出され、神前で経文を唱えること、修験道を廃止し、寺院境内の神社は取り払うこと、神社内に仏像・仏器がある場合は申し出るなどを命じている（『新潟県史 通史編6 近代一』）。

さて、ここで三カ条の御下知について見ていきたい。このうち第二、第三条は先に述べた神宮寺の状態からも分かるように難なく実行に移すことができたであろうが、第一条の実行は困難を極めた。仏体焼却に民衆が反対し、立ち上がったのである。弥彦神社の神仏分離を担当していた出雲崎民政局が出張してきたが、仏体焼却を聞き伝えた付近の寺院18か寺の僧侶や、三条・与板別院に出張していた本願寺使僧から嘆願書が提出された。民政局は焼却を実行しようとしたが、神主や僧侶は翌日に神社で越後府からの大祓いの儀があることから、不測の事態を考慮して二日間延期を願い出、焼却は一時休止とされた。しかし老若男女の信者<sup>xiii</sup>が集まって民政局係員を取り巻き騒ぎ立てたり、僧侶の中には身命に変えてもと嘆願する者も有ったらしく、止むをえず仏体は出雲崎民政局に預けられることになった。

このときの様子を少年時代に目撃したという真言宗豊山派管長権田雷斧大僧正は『仏教史学』に「弥彦明神の本尊阿弥陀仏像を破壊して焼いて仕舞うことにしたのだが、同地方の信者共が蜂起して百姓一揆同様の騒動をしたので、やむなく別に仮小屋を建てて閉じ込め……<sup>xiv</sup>」と記している。また、「当時役人は勿論だが、僧侶に無知無識の者が多く、その仏の何たるかを理解する者がほとんど一人もなく、皆時の風潮に雷同して、滔々として自ら廃仏をやったので、唯一の反対者たりしものは、実に地方の信徒であったのである<sup>xv</sup>。」と付け加えている。他方、神仏分離を肯定する動きとしては、「越後彌彦神社神仏分離調査報告<sup>xvi</sup>」には小池内広が神仏分離実施の任に当たり、仏体の額を手斧で傷つけたと記されているが、岡眞須徳は「もしそのようなことを行ったら民衆の騒ぎは収まらなかったであろう」としてこの件を否定している。

#### (4) 考察

弥彦神社では高橋左近光頼が神主となった頃より吉田神道の思想が神主に受け継がれており、神社において神仏分離を行う思想的背景は整っていたように思われる。また、神宮寺を預かる真言院は弥彦神社に対しては従属的な地位にあり、神社側のほうが優位に立っていたことも江戸や明治における神宮寺の処分をやりやすくした要因であるといえよう。このような状況の中で神仏分離を行う一番の壁となったのは、寺院の嘆願ではなく信徒の蜂起であった。仏像を守るために民衆が蜂起し、結果仏像が守られたということは、弥彦における神仏分離の特徴といえるのではないかと思う。

しかしながら、記録で見る限り元禄の頃に行われた神仏分離のほうが、明治における神仏分離よりも内容は過激であったように思われる。明治における神仏分離は国家の改革として断行されたのであるから、江戸時代の神主のように独断で強行するということはあるえなかったと思われる。

### 3. 佐渡における神仏分離と廃寺

佐渡における神仏分離は『新潟県史 通史編6 近代一』にも大きく取り上げられており、前述した安丸良夫の『神々の明治維新』においても「廃仏毀釈の展開」で取り上げられている。それは佐渡における廃仏毀釈が過激であったこと、またそれに反対する諸宗寺院の粘り強い抵抗があったからであろう。

ここからは佐渡における神仏分離についてみていくが、まず神仏分離政策を行った奥平謙介の思想、目的をのべ、そこからどのような神仏分離政策が行われたのかをみていきたい。

## (1) 奥平謙介の神仏分離政策

### (a) 目的と思想背景

佐渡は江戸時代には幕領であり、明治に入ってからには朝廷の直轄地となる。明治政府は明治元年11月に越後・佐渡の統一支配を目指して佐渡県を越後府の管轄とし、民政方役所を設置した。これに参謀兼民政方として赴任したのが、奥平謙介である。

奥平は寺社整理の布達の中で、僧侶を「天下ノ遊民<sup>xvii</sup>」、「多く無学無識、而も遊惰安逸二流レ、唯愚民ヲ誘惑シテ勸財ヲ事トシ<sup>xviii</sup>」と酷評し、寺院については「国家ノ贅物」であるから、「数多ノ寺院ヲ減少シ、無用ノ僧侶ヲ淘汰セント欲スル」のが朝廷の意向であると述べている。明治元年に佐渡県の社寺方が出した計画書には、「寺院580か寺余りを100か寺に纏めること 山伏修験140か寺余に還俗させること、梵鐘仏像仏器一万貫余を集めること」と目標設定がされている。また明治2年に寺社方兼務となる西潟八雲は「佐渡を守るためには県の財政を豊かにしなければならないこと、その方策としては勸農と勤儉が重要であり、とくに「遊手浮食の徒」を除くことが第一であることを述べ、その具体策として寺院の整理の必要性をあげている<sup>xix</sup>。

奥平とともに佐渡に入った北辰隊隊長の遠藤七郎は平田学派の鈴木重胤を崇拝しており、西潟八雲も反仏教思想が強かったといわれている。奥平の思想もこれと一致しており、彼らの思想が佐渡における廃仏の基礎となっていたようである。

### (b) 政策と動き

奥平は次々に新しい政策を実行したが、その中で大規模な寺院整理をみてゆきたい。それを以下の三つに分けて、1. 寺院整理、2. 仏教的な宗教運動の制限、3. 僧侶や寺院の経済的特権の排除、それぞれみていくことにしたい。

## 1. 寺院整理

着任して間もない明治元年11月、奥平は諸宗本山の住職を呼び出して寺院の統廃合を命じた。その内容は「佐渡全島の204村、18811戸にたいし、寺院は539か寺もあるから、それぞれ本寺やもりの大寺へ廃合し、80か寺とせよ、各宗派では12月10日まで、真宗は家族があるから12月20日までに実行せよ<sup>xx</sup>」という厳しいものであった。この厳しい命に僧侶たちも抗えず、翌々日の23日にはこの命が佐渡全島に広まり、諸寺院を封印するために役人がやってくるという噂が流れ、寺院の多くは檀家も手伝って仏像・仏具から家財道具にいたるまでを在家に隠したという<sup>xxi</sup>。

また、佐渡では盛んであった修験道も、寺院廃合と同じ明治元年に廃止された。真言密教系当山派74院、天台密教系本山派80余院が存在したが、修験道の廃止は寺院の廃止よりも厳しく行われた。これは修験道が神仏混交の修法を旨とする宗教であったこと、現世利益を願う加持祈祷を行うため、これが奥平の言う「唯愚民ヲ誘惑シテ勸財ヲ事」とする典型的なものと考えられたためである（宮本袈裟雄『里修験の研究』）。修験も寺院と同じように本山を通して嘆願を行ったが受け入れられず、明治3年には「修験道八都テ仏徒ト爲ス<sup>xxii</sup>」、明治5年には「修験宗を廃止し、天台・真言の二宗に所属させる」という政府からの布告があったため、修験者は以後は神主になるか、真言・天台の僧侶になるか、還俗して農業や養蚕に精を出すかのいずれかを選ばなければならなかった。このうち僧侶になったのは旧当山派39名、旧本山派30名であり、還俗させられたものの約半数は天台・真言両宗へ帰入して宗教活動を続けた。彼らは修験の復活と体制の整備を整え、明治21年から24年にかけて復活した。

## 2. 仏教的な宗教運動の制限

奥平は寺院削減だけでなく、寺院統廃合期限前の明治元年12月5日に、諸宗の本寺住職に以下のような請書を示し、調印させている。

- (一) 土民を勧めて僧侶にしてはならない。
- (二) 俗家に行って人を集め、説法勸化等をしてはならない。
- (三) 寺門へ人を集め、遠忌法談などと唱えて布告をしてはならない。
- (四) 土葬を用いること。ただし僧侶穢多非人は勝手である。
- (五) 神社仏刹塔婆の類を新規に造営してはならない。
- (六) 金銀銅錫で仏像仏器を作ってはならない。ただし木像でも新しく作ってはならない。
- (七) 浄土門徒は当住の外その子弟を剃髪してはならない。

(『新潟県史 通史編6 近代一』)

これにより、寺院の宗教活動はほとんど停止されることになった。とりわけ (一)、(二)、(三)、(四) は浄土真宗の宗教活動を否定するものであった。

## 3. 僧侶や寺院の経済的特権の排除

明治元年12月25日、以下の内容の請書を役所に提出させている。

寺院が質地として取った田畑は質入れ時の代金で元の持ち主に返すこと  
除米は廃止すること  
除田畑・屋敷は没収することなど

(『佐渡相川の歴史』通史編)

ただこの点については明治2年にいくらか緩和される方針が示されており、存置された寺院は年貢を納める代わりに田畑を得ること、廃寺となった寺院の田畑は、その寺の僧が帰農している場合はその土地を耕すことを認め、そうでない場合は土地や屋敷を取り上げて耕作を望む百姓に売り渡すということになった。

しかしながら寺院は持っていた土地を多く失うこととなり、課税もされることとなったために、その経済的特権は排除されたといえるであろう。

奥平は以上の政策を滞りなく行うため、僧侶の出国を禁止し、脱出するものは射殺するという厳しい布告を出して、僧侶が総本山と連絡をとれないようにした。これには真宗を中心とする仏教側に反政府運動が起こることを政府が警戒していたという背景があり、佐渡の寺院が廃仏の現状を本山に訴え、政府に抗議するようなことになれば奥平の政策は挫折しかねなかったためである。

この政策によって、廃寺になった寺院の仏像仏具は焼き払われ、金具は大砲と天保銭に铸なおされた。廃寺となった寺の僧侶の中で還俗したものには寺院の土地資産がすべて与えられることになったため、還俗して神官となったものもあるが、多くは翌明治2年ごろより帰農することとなった。

民衆にとっては寺院数が極端に減少したため、江戸時代からの寺との関係を維持するのは困難であっただろう。また神仏分離令によって護摩祈祷を行う密教寺院や修験の寺院が廃されてしまい、宗教生活の中心や心のよりどころがなくなってしまったことなどに大きな影響を及ぼしたのではないだろうか。他方

で、寺に隷属していた寺百姓は、廃寺によって解放され、後に一般の百姓と同じ身分を獲得した。

### (c) 真宗および各宗派の抵抗

表四 佐渡における寺院数の移り変わり

表12 佐渡における寺院数の推移

宗派名	廃合以前の 寺院数	明治3年の再興後の 寺院数(%)	明治14年の 寺院数	大正4年の 寺院数	廃寺数(%)
真言宗	306	57(18.6)	102	161	145(47.4)
禅宗	65	18(27.7)	49	42	23(35.4)
日蓮宗	53	20(37.7)	33	26	27(50.9)
浄土真宗	48	23(47.9)	41	42	6(12.5)
浄土宗	38	13(34.2)	20	18	20(52.5)
天台宗	15	2(13.3)	2	1	14(93.3)
時宗	14	2(14.3)	3	4	10(71.4)
合計	539	135(25.0)	310	294	245(45.5)

注 『佐渡廃寺始末』・『大日本寺院総覧』より作成

(『新潟県史』通史編6 近代1 1987)

佐渡の寺院は真言宗が圧倒的に多く、表四を見てもそれは明らかである。このうち、佐渡の神仏分離においては浄土真宗の抵抗が最も激しかった。真宗の僧侶は他宗派の僧侶が還俗していくなかでそれを拒んでおり、『新編明治維新神仏分離史料』には「独り真宗の僧侶には一人も帰俗者がなかったといふ<sup>xxiii</sup>」とある。彼らは寺院統廃合には従わざるをえなかったものの、廃止された寺院と存置された寺院、またその檀家との間に約定書をつくって、廃寺の再興に努力すること、再興された場合には檀家を帰檀させることがとり決められた。

また、佐渡の真宗寺院は京都行きを幸便を得て、本山へ願書を出して佐渡の実情を訴えた<sup>xxiv</sup>。これを受けて東西本願寺や真言宗本山はいきすぎた弾圧を朝廷へ訴え、政府も廃仏は政府の意思ではないことを布告していたため、一方的に廃仏を行わないよう布達し、奥平は佐渡での任を解かれた。

奥平の次に着任した新五郎も基本的には寺院統廃合の姿勢であったが、明治3年には「葬祭の節、檀家不便の箇所」55か寺の再興が認められ、廃寺跡に元住職が堂守・留守居として帰ることも許可されていた。この明治3年は全国的に廃仏毀釈が激しい年であったが、その分東西本願寺からの抗議も激しさを増し、同年12月には地方庁の判断だけで廃仏毀釈を行うことが禁止された。しかし佐渡県はこの布告を無視し、寺院の統廃合については佐渡県の伺いのおりに確定したので、以後の再興の請願は採用できないと布告を出した。この後佐渡の廃寺再興は明治9年ごろ盛んになり、80か寺に減らされた寺院はほとんどが再興され、明治14年には310か寺となった。

### (2) 神社の名称変更(相川町)

ここまで神仏分離の寺院側についてみてきたが、神社への影響も探してみたい。佐渡全域の神社を対象とすると数が多すぎるので、「佐渡神社誌」の相川町の項目と、「佐渡国寺社境内案内帳」をもとにみていく。

表五に示したものが「佐渡神社誌」と「佐渡国寺社境内案内帳」による神社名の比較、表六に示したも

のが大正15（1926）年時点の相川の神社の詳細である。祭神について見ていくのが一番変化がわかりやすいのであろうが、「佐渡国寺社境内案内帳」には祭神の記載がないため、神社の名称の変化から神仏分離の影響について見ていきたい。

表五 「佐渡神社誌記載神社」の社名比較表

「佐渡国寺社境内案内帳」は編者・編集年代など詳しいことは分かっていないが、おそらく宝暦（1751～）の寺社帳ではないかといわれている。また、備考欄の「佐渡誌」は藤沢子山によるもので、編集は天明から寛政（1781～1800）ころのものとされている。扱う時代が幕末から明治であるために本来であれば「佐渡誌」を参考に表を作成するべきであろうが、「佐渡国寺社境内案内帳」のほうが情報が多く比較しやすかったため、こちらを主に取り上げた。

比較方法としては、「佐渡神社誌」に掲載されている社名、所在地、祭礼日から「佐渡国寺社境内案内帳」に対応する神社を掲載した。また、備考に記載の「佐渡誌」においては社名と社僧・別当名で対応させ、掲載した。しかし必ずしもこの表が事実と一致している確証はないため、参考までに掲載する。

	明治6年 制定社格	「佐渡神社誌」 神社名	「佐渡国寺社境内 案内帳」神社名	「佐渡国寺社境内案内帳」 祠官 <sup>※注</sup> ・社人名	備 考
1	県社	大山祇神社	大山祇	祠官 安岡長門守成保	当社一国銀山の総鎮守
2	郷社	東照宮	御霊屋		
3		善知鳥神社	善知鳥大明神	祠官 市橋伊勢守	
4	村社	金刀比羅神社	金毘羅権現	社僧 万福院（天台宗）	
5		稲荷神社			
6		戸河神社	戸河権現	別当 安養院	「佐渡誌」においては、社名が戸川権現、祠官・社人は山伏 教学とある。
7		風宮神社	風宮大明神	社僧 大泉寺（禅宗）	
8		北野神社	天神	別当 和光院	「佐渡誌」には山伏との記載
9		大神宮	神明	別当 大行院	「佐渡誌」には山伏との記載
10		北野神社	天満宮	社僧 大願寺（時宗）	
11		八幡宮	八幡	祠官 佐々木駿河守幸方	
12		愛宕神社	愛宕山権現	別当 教寿院（天台宗）	
13		監竈神社	塩竈大明神	別当 本昌寺（天台宗）	
14		熊野神社			
15		北野神社			
16		春日神社	春日大明神	祠官 津田和泉守	
17		鹿伏大神宮	神明	祠官 佐々木越中守	
18		熊野神社			
19		北野神社			

※注 神職のこと

まず表五については、神仏分離以前と以後で神社の名称がどう変化しているかについて見ていきたい。「佐渡国寺社境内案内帳」の神社名には大明神や権現といった名称が多く見られ、それが「佐渡国神社誌」における神社名になると、ことごとく神社という名称に変更されているようすがわかる。

表六 相川町の神社と御祭神（『佐渡叢書』第15巻新潟県神職会佐渡支部「佐渡神社誌」1926.）

	社 格	社 名	祭 神	社格制定	備 考
1	県社	大山祇神社	大山祇命 木花開邪姫命	明治6	
2	郷社	東照宮	徳川家康朝臣	同上	維新前は「御霊屋」といい、神社ではなかった。相川町土族および奉行所雇者の産土神
3		善知鳥神社	神直日神、大直日神、八十狂津日神、底筒男命、中筒男命、表筒男命、底津少童神、中津少童神、表津少童神	同上	相川町総鎮守
4	村社	金刀比羅神社	大物主命	同上	永禄三年に讃岐国金毘羅の別当金剛寺の隠士慶順が佐渡に来た際に勧請した。五郎左衛門町他十か村の産土神
5		稲荷神社	倉稲魂命	同上	五郎左衛門町他四か町の産土神
6		戸河神社	戸川藤五郎	記述なし	社号を当初は藤五郎権現とあったが、次に戸河権現に改め、明治維新後に村社に列せられて富崎霊社と称したが明治41年に戸河神社と改称した。下相川一村の産土神
7		風宮神社	級長戸邊命、級津彦命	明治6	相川町および水金町の産土神
8		北野神社	菅原道長朝臣	同上	相川町の産土神
9		大神宮	大日靈貴命	同上	相川町および16か村の産土神
10		北野神社	菅原道長朝臣	記述なし	かつては大願寺と号す別当を配し天満宮と称したが明治8年に社号を改める。
11		八幡宮	誉田分尊、気長足姫尊、玉依姫命	明治6	相川町および十か町の産土神
12		愛宕神社	迦具土命、伊弉諾尊、伊弉册尊	同上	一国御祈願所
13		監竈神社	監土老翁神、猿田比古命	記述なし	相川町ほか8か町の産土神
14		熊野神社	伊弉册尊、速玉男命、事解男命	明治6	下戸町ほか7か町の産土神
15		北野神社	菅原道長朝臣	記述なし	下戸炭屋濱町内23戸の産土神
16		春日神社	武甕槌命、齋王命、天津兒屋根命、姫大神	明治6	はじめ姫大神宮と称すが、後に他三社を勧請し春日大明神と称す
17		鹿伏大神宮	大日靈貴命、手力雄命、豊秋津姫命	同上	
18		熊野神社	伊弉册尊、速玉命、事解命	記述なし	
19		北野神社	菅原道長朝臣	記述なし	

また表六については神社の祭神や由来などを示した。これによると金刀比羅神社とその由来が仏教的なものであるが、社名を変更して神仏分離後も存続していることがわかる。またこの表に出てくる御祭神はみな記紀神話などに登場する神々といっていいただろう。神仏分離以前にどのような名称の神々を祀っていたかは定かではないが、神仏分離によって祭神の変更や改称の可能性は十分にあるだろう。

奥平や新が神社についてきわだった政策をとったという記録は見受けられない。しかし記録を見比べるとそこには確かに違いが認められる。このことから、神社の改称や祭神の変更・改称は佐渡県から強制されたわけではなく、政府からの布告に従い行われたと推測される。

### (3) 考察

佐渡の神仏分離は奥平の判断で行われ、政府の主な神仏分離に関する布告には従いながらも、ほぼ独自の政策をとったと思われる。政府の目指す神仏分離が神道国教化の一環として国家神道を普及させる目的をもつのに対し、奥平の政策は廃仏毀釈を推し進めるものの神葬祭の強要などは行っておらず、神社内における神仏分離も、大きな被害があったとは伝えられていない。寺院の廃絶や仏像仏具の焼却などの話はよくみられるのだが、一方で神社の中の仏像仏具を排し、ご神体や社号を変更するといったことは大きく取り上げられていないのである。これにより、佐渡における神仏分離は、神仏を分離するというよりも廃仏毀釈によって島内の経済をよくしようと試みた経済政策といえるのではないだろうか。

以上のことから、この佐渡における廃寺を神仏分離という宗教政策の一部としてみるには、少し無理があるように思われる。神道国教化のための神仏分離というよりは、経済政策として神仏分離を行ったと理解するほうがわかりやすいのかもしれない。

また、佐渡は廃仏毀釈が強く推し進められたために、仏教信徒たちの反抗がより色濃く現れている。諸宗寺院の僧侶たちや檀家からの廃寺復興の嘆願は、明治元年に廃寺が実施されてから明治10年に再興が許されるまで続いた。彼らの嘆願は奥平の解任や、廃寺の復興が許可される一助となっている。この粘り強い廃寺復興運動については後の第四章で述べるが、この運動が起こったことは佐渡の神仏分離において特筆すべき点であろう。

## 4. 水戸藩江戸後期の神仏分離と、弥彦、佐渡における神仏分離の比較・考察

弥彦神社と佐渡における神仏分離は、それぞれ片一方に偏ったものではないだろうか。弥彦神社は取り上げる対象が神社なので、神社における神仏分離にしか焦点が合わないのはしかたないが、佐渡は天保期の水戸の神仏分離と比較すると、神社や神道に対する政策が薄かったように思われる。それは奥平や北辰隊の思想が排仏に重きを置くものであったため、敬神というところよりもそちらよりの政策が多くなったということであろう。ただ、寺院の統廃合においては佐渡も水戸も密教系寺院が多く廃寺になっており、加持祈祷を行うことで民心を惑わすとして廃したというその理由は一致するといえよう。

弥彦神社も佐渡も明治政府の布告の元で行われた神仏分離とはいえ、佐渡においては政府の布告を無視しながら政策が行われていたように、政府の思惑どおりに事が運んだというわけではなさそうである。弥彦神社は出雲崎民政局によって、佐渡は主に奥平謙介によって神仏分離が行われたが、いずれも神社から仏教的なものを排して唯一神道化し、天皇を崇拜し、神葬祭を行うといったような結果は強く見られない。弥彦神社においては神主家に唯一神道は継承されていたし仏教的な様式である神宮寺は排された。そして何より民衆の信仰の対象であった仏像が廃されずに残った。佐渡においては神社整理のようなものが行われた記録がないため、神社のご神体が仏教的なものであったときにどう処理されたのかが分からない。越後において大きく取り上げられる弥彦神社や佐渡の神仏分離は、政府の目標である神道を国教化す



るという目的にはあまり関与していないように思われる。

また社人が僧侶に対して恨みを持っていたという構図は、弥彦神社に関してはみられなかった。弥彦神社の神宮寺はほとんど形だけになっていたようであるから、社人が私憤を晴らすという必要がなかったともいえよう。佐渡においては神社関連の資料がみつからなかったため、こちらもそのような記述は見られなかった。

民衆の動きについては、弥彦佐渡いずれの場合にも仏教信徒からの抵抗があり、これによって弥彦では本地仏が守られ、佐渡においては奥平の解任や廃寺の再興という結果を生んだ。この抵抗があったからこそ、神仏分離政策が政府の理想とするところまで進められなかったということもあるのかもしれない。弥彦神社においても佐渡においても、民衆の反抗は、それまで信仰していた対象を焼き払われるという「自分たちの心のよりどころ」を廃されることへの怒りの表れであったといえるだろう。

## 第四章 神仏分離のその後 —佐渡の廃寺復興運動—

第三章でも述べたが、佐渡では廃寺復興運動によってほとんどの寺院が再興された。その再興は明治9年頃盛んになり、明治14年にはほとんどの寺院が再興されている。

この再興は諸宗寺院からの度重なる嘆願の結果であった。明治元年に奥平謙介によって寺院の廃寺が進められてから諸宗寺院は何度も廃寺再興の嘆願書を提出してきたが聞き入れられず、明治10年になってようやくこの嘆願が認められた。これによって多くの寺院が再興することとなったのである。

この廃寺再興の嘆願書の中でも、特に興味深いのは明治9年以降の嘆願書である。明治9年の真言宗、真宗、曹洞宗から県令に提出された嘆願書を見ると、「日本臣民の自由の権利は、月々に擴張し、曩に實施せられたる諸縣下の廃寺も、亦随て復興の官許ある尠らず、獨り我佐州のみ言路洞通せず、哀願採用なく<sup>xxv</sup>」とあり、同年の真言宗大教院派出権小教正大崎行智の副願書では「自由の権利を妨げらるゝを快とせず<sup>xxvi</sup>」とある。また、明治10年の「佐州廃寺再興ノ儀二付」では、「他縣に於いても、廢合寺院再興の許可を蒙りし所、一二に非ず、猶近頃大坂府曹洞宗取締山絶講義なる者、該府へ合寺云々、伺書第三條に、一旦合寺せし後該寺永續の目途立つときは、再興の儀願出てよろしき哉<sup>xxvii</sup>」とあり、明治9、10年頃になって、他県で廃寺の復興が認められているのに佐渡ではいまだに認められないこと、これが認められないことは自由の権利に反することが訴えられていることがわかる。特に自由の権利について触れながら再興の嘆願を行うことは、それ以前の嘆願書には見られないことであり、西南戦争以後に広まった自由民権運動に端を発するものではないかと思われる。またこれはそれだけの長い期間において嘆願が続けられた証拠であるともいえるだろう。

佐渡の廃寺復興が認められたのは明治10年のことであり、5月には新潟中教院から「廃寺はもと相川県の専断によるものであり、現在も建物が残っており、永続する見込みがあり、人民の信仰が強いということで願い出るものがあれば復旧を認める<sup>xxviii</sup>」との達しが出されると、廃寺の復旧は急速に進んだ。しかしすべての廃寺が復旧したわけではなく、復旧願いを出しても認められなかった廃寺や、そもそも復旧願いが出されなかった廃寺もあった。この後、県令から「再興寺院檀中將來心得」という次のような心得書きが出された。

一今般復舊の寺院は、祖先の年回供養佛事葬祭等の差支えなきを以、修理補繕するの外、虚飾を構へ、無益の造作等、決而無之様、専ら顧慮を加ふ可き事

一富豪の者、有餘の財産を寄付するは、素より妨げなしと雖、一時競争に奔り、夫が爲貢税區費を怠り、貯穀學資金を拒否する等の儀、曾て無之様、尤も注意可致事

一廃寺に付、田畑山林は、村中又は本寺檀中等へ預け置候處、此度復舊の上は、悉皆該寺所有と看做すへし、故に擔當の者正規を履み、住職確定次第、地券受取方可申出事、

但辛未壬申年間、堂番又は本寺の住職、全く自己の資金を以て、拂下を請しものは、其者の所有と爲すへきに依り、理由を詳細申立へし  
(「佐渡廃寺始末」)

このうち住職が決まり次第地券を受け取ることに注目したい。地券を受け取るということは税金を支払わなくてはならないということであり、廃寺は寺院を復興することはできても、もとあった免税という経済的特権は回復することができなかった。

佐渡の廃寺復興は寺院自体の復興はもたらしたが、明治維新前の寺院のあり方そのものを復興することはできなかったといえるだろう。

## 第五章 国家の政策はなにをもたらしただのか

### (1) 神仏分離によって変化したもの

ここまで新潟県の弥彦神社、佐渡における神仏分離と廃仏毀釈について見てきたが、これらの動きはどのような変化をもたらし、人々の信仰はどのように変化していったのだろうか。

#### (a) 民衆の信仰対象・神社に祀られる対象の変化

明治政府の宗教政策の流れは、おおまかに神仏分離・廃仏毀釈→大教宣布→国民教化であるといえよう。まず神仏分離によって神道とそうでないものとを分け、そうでないものは神道に組み込むか、もともと持っていた権力を政府の力でもぎ取り、明治以前のような活動はできないようにした。また廃仏毀釈は政府の意図するところではなかったにしても、結果として多くの仏教的要素が排除された。そして明治3年の大教宣布によって天皇が神道における「神」となり、神道が国教であるとされた。それまで人々が持っていた様々な民俗宗教的信仰ではなく、「恵の神であり、また生き神様でわれわれの父母である<sup>xxix</sup>」天皇と、その祖先神である天照大神を崇拝するようにさせられたのである。さらに明治5年には教部省がおかれ、神官僧侶は教導職となった。東京に大教院、各府県庁所在地に中教院、各地に小教院が設置され、「敬神愛国」、「天理人道」、「皇上奉戴・朝旨遵守」の三条教則に基づいて教導を行うことが命じられ、国民教化運動が展開されることとなる。これにより天皇崇拜、神社信仰を中心として宗教的・政治的な思想教化がはかられていった(『新潟県史 資料編 資料編14 近代二 明治維新編Ⅱ』)。

つまり、明治の世になって、人々の信仰はまず天皇、そして国家神道の総本山たる伊勢神宮へと集められていったのである。新潟県でも、明治5年に伊勢神宮の大麻が配られ、相川県では真宗・日蓮宗徒にも受け取るように強要している。また、大麻を拝受しても神仏混交を続けたり、崇拝しないものに対しては「諄々説諭有之」とあり、説教をするぞという達しがあった。さらに明治7年には相川県において天長節のため、もれなく天皇の写真を参拝せよとの触書が出されている。これらに対して人々の反抗についての記録はみられないが、人々は国家神道、つまり天皇を神として信仰するよう、政府から様々な法令で強要されていることがわかる。

## (b) 年中行事の変化

表七 弥彦神社の年中行事比較

弥彦神社の年中行事について、近世、明治二年、明治九年と分けて表にした。

近世は『新潟県史通史編2』の「弥彦神社の神事」の表、明治二年は弥彦神社から越後府に提出された「明治二年 伊夜日子宮年中行事」、明治九年は「明治九年國幣中社彌彦神社年中祭式」を参考に作成した。

※明治九年の項の(官)は官祭、(公)は公祭、(私)は私祭

※太字は休日とされた日

	近 世	明治二年	明治九年
正月	○正月三日の神事 ・御祭り始の御頭 ・三が日間、毎夜小御神楽(夜宴の神事) ・神宮寺(真言院)、神前で勤行 ・神前に三光の飾 ○七日 弓始の神事 ○八日 三光の飾を下げる ○十日夜 お日待ち ○十一日 御斧立式 ○十六日早朝 御炭置御神事(粥占・炭置神事)	○一日～三日 夜宴神事 ○十一日 日神祭 ○十六日 粥占神事(粥占・炭置神事)	○一日 元始祭(公) 元日祭(私) ○七日 弓始神事(私) ○十一日 日神祭(私) ○十六日 粥占神事(私) ○三十日 孝明天皇遥拜式(公)
2月	○一～四日 御祭式の小御神楽(一～三日のうち晴天の日に御神幸神事)	二日の項目に「三日之内晴天を選ヒ幸行神事有り、今者而絶形斗也」とあったため、一日～四日の祭りは続いている模様	○二日 神幸式(私) ○四日 祈年祭(官) ○十一日 紀元節 <sup>※註</sup> (公)
3月	○三日 桃花節句神事 ○十八日 大々神楽 ○二十七日～四月三日 春の御長祭(物忌みの神事)	○三日 桃節句神事 ○十八日 大々神楽 ○二十七日～四月三日 鎮魂祭御神事	○二日 例祭(官)
4月	○二十七日～四月三日 春の御長祭(鎮魂物忌の神事)	○二十七日～四月三日 鎮魂祭御神事	○一～六日 鎮魂祭(私) ○三日 神武天皇遥拜式(公) ○十七・十八日 大々神楽(私)
5月	○五日 菖蒲節句 ○十日 御日待	○五日 菖蒲節句 ○十日 日神祭	○五日 郷社祭(公)
6月	○一日、七～十四日・十五日 燈籠押し神事	○一日、七～十四日・十五日 燈籠押し神事	○十四・十五日 燈籠神事(私) ○三十日 大祓式(公)
7月	○七日 御供御頭神事 御神前宝物虫干し ○二百十日風祭 ○二百二十日風祭	○六日、七日 虫干し	
8月	○十三から十五日 八月十三・十四・十五の神事	○十三から十五日 八月十三・十四・十五の神事	
9月	○八日 御取始の神事 ○九日 重陽節句神事 ○十日 御日待 ○十三日 新嘗会神事	○九日 重陽節句神事 ○十日 日神祭 ○十三日 新嘗祭 ○二十七日 鎮魂物忌神事	○九日 郷社祭(公) ○十一日 日神祭(私) ○十七日 神宮遥拜式(公)
10月	○十五日 臨時御祭 ○十月二十七日～十一月三日 秋の御長祭(鎮魂物忌の神事)		

※注 神武天皇の即位日に当たる

11月	○十月二十七日～十一月三日 秋の御長祭(鎮魂物忌の神事)	○一日 夜祓殿神祭式	○一～六日 鎮魂祭(私) ○三日 天長節(公) ○二十三日 新嘗祭(官)
12月	○十三日 正月御事始 ○二十四日 御供搗 ○二十七日 社殿御煤払 ○十二月中 節分 ○大晦日 神前三光の飾・除夜大御膳献進 ○閏月のときは、神前三光の飾・除夜大御膳献進のみ、閏月に行う。神事祭礼は十二月。	○二十七日 社殿煤払い 二十九日から三十日は詳しく読み取れなかったが行事が重なっているようであった。	○三十一日 除夜式(公) 大祓式(公)

明治に入って神社のあり方も変化するようになると、年中行事にも変化が見られるようになる。

表七に近世・明治2年・明治9年のそれぞれの弥彦神社の年中行事を示した。神仏分離・神道国教化の影響を受けていると見られるのは、やはり明治9年記録の年中行事であろう。明治2年の記録までは近世の年中行事がほとんどそのまま行われていたようであるが、明治9年の記録になると内容の変化が著しい。まず官祭・公祭・私祭と年中行事が位づけされ、近世・明治2年に弥彦神社行われていた神事はほとんどが私祭とされている。そして私に対する公の祭には、遥拝式や紀元節、天長節といった天皇を崇拝すること、また伊勢神宮に関わる神事が目立つ。さらに一番重きを置かれたであろう官祭には、宮中祭祀として行われる神事がおかれている。

この年中行事の変化を見るに、神社の祭祀は神仏分離、神道国教化政策によって、その神社にもともと祀られている神ではなく、天皇という新たな神に重きを置くように変化させられたのである。そして、政府はこれをもって「天皇は恵みの神として位置づけすること、そして生き神様としてわれわれの父母であると民衆に認識させること<sup>xxx</sup>」を達成しようとしたのではないだろうか。

しかし神道国教化も政府の思うとおりに行かなかったようである。『神仏分離』には神奈川県において、明治4年に行われた神武天皇祭典の際には各地の村々で遥拝式を行うよう命令されていたのだが、農民が抵抗し、期日になっても遥拝式を行わなかったという話がある。人々の信仰はそれぞれにあり、それが神仏分離や神道国教化政策によって急激に国家神道へ変えられる事に対し、不満があったであろうことは想像に難くない。

## (2) 変化しなかったものはあったのか？

ここまで神仏分離や神道国教化政策による変化についてみてきたが、その中において変わらないものはあったのだろうか。残念ながら弥彦や佐渡の話ではないが、『新潟県史資料編22』に興味深い記述がある。

明治政府の神仏分離によって神社や小祠は村鎮守に合祀されたが、中にはマキや坪・組などの神を従来通り元の地において祭祀しているところもあり、また合併といってもそれらの神祠は石造であった場合が多かったため、これを鎮守の境内に移すのが普通であった。新井市長沢の例では鎮守の八王子神社にマキで祀っていた石祠を合祀する際、神社の社殿を大きくして石祠を左右から後ろに囲むように並べることで、これらを巡ってお参りができるように配慮している。マキうちの人たちは、鎮守社を参拝すると同時に自分たちのマキの神にもお参りすることができたのである。このように、佐渡では激しい廃仏毀釈が行われる一方で、時代の流れに従いながら明治以前の信仰を保つ地域も存在した。

また、明治13年2月19日の「新潟新聞」には、東本願寺の建てかえに櫛の木5本を寄付し、老若男女5000人もの人々が集まって念仏を唱えたという記事がある。

神仏分離や神道国教化による国家神道の強要があり、寺院や神社のあり方が変化しても、人々がもともと持っていた信仰はあまり変化しなかったのではないだろうか。佐渡の廃寺や修験道のように変化を余儀なくされても後に復活したり、体制に従いながらも様々な形でそれまでの信仰を保っている人々もいるのである。

### (3) 考察

神仏分離、神道国教化という政策は、人々の宗教生活を一変させたように見える。寺社のあり方は政府の布告によって天皇を神とする国家神道を布教するためのものとなり、年中行事も明治以前のものと異なるものとされた。しかし人々はただその政策に従うわけではなく、自らの信仰や立場を守ったり、取り戻そうと様々な活動した。

国家がもたらしたのは人々の信仰を取り巻く外枠の変化であって、人々の信仰そのものである内側の心の中にまで変化が及ぶことはなかったように思われる。外枠の変化によって人々の信仰は時間と共に徐々に変化していく可能性はあるが、明治初年時点では変化させきむということではできなかったようである。

## おわりに

明治政府が示した神仏分離令によって、廃仏毀釈運動や神社からの仏教的要素の排除がおこり、寺社の姿は神仏分離以前とはその様子が大きく変化してしまった。神仏分離は政府が出す布告ののっとり行われるものであったが、各地でその徹底ぶりは異なり、廃仏毀釈の激しかった地域では、現在に至っても廃仏毀釈の被害にあわないよう隠された仏像などが発見されているという。

明治の神仏分離は民衆の人々に望まれて行われたわけではなく、国学の思想に端を発する尊王攘夷運動とこの運動の中心となった藩がつくった明治政府が政策として行ったものだ。一部人々の思想がやがて権力を持ち、民衆に強要され、結果として多くの寺社がそれ以前の形を保てなくなり、民衆もその信仰を変えざるをえなくなった。

神仏習合の世の中を生きていた人々にとって、神仏の分離、神道の国教化は衝撃的であっただろう。明治以前は神社でもご神体とされていた仏像を焼いたり、寺院を廃したりするということは、民衆の心のよりどころを政治的な政策によって変化させる、あるいは排除する行為であったといえる。これに対し弥彦神社・佐渡においては仏像の焼却や寺院の廃止に抵抗する運動が見られ、また神道国教化による天皇の崇拜では、神奈川県においては神武天皇祭典の際に命令されていた遥拝に抵抗する農民もいた。民衆は国の体制が変わっても信仰が変化することは望んでおらず、明治になってもそれ以前の信仰を続けたいと願っていたのではないだろうか。

この論文を書いていて、民衆はただ政府の方針に従うのではなく、政府の動きに抵抗して自分たちの信仰が守られるよう行動していたというところがとても興味深かった。私が卒業論文に神仏分離というテーマを選んだのも、この事実を知ったことがきっかけだった。神仏分離政策はたしかに人々の信仰や生活に影響を及ぼしたであろうが、そのなかでも影響されないもの、変化しきれなかったものは確かにあったのだ。

---

#### 注

i 圭室文雄『神仏分離』教育社歴史新書<日本史>113 1977. p.11より

- ii 圭室文雄 『神仏分離』 教育社 p.122
- iii 安丸良夫 『神々の明治維新』 岩波新書 p.95
- iv 圭室文雄 『神仏分離』 p.124
- v 同上p.72より。明治時代の神仏分離の手法として、天保期水戸藩の寺社改正が挙げられている。また、安丸良夫 『神々の神仏分離』でも、「明治初年の宗教政策との関係に留意しながら」、水戸藩の寺院整理について述べられている (p.38)。
- vi 民衆からすれば取奪をされ不満を持って反発をすることはできず、寺請制度によって寺と檀家という関係が固定化され、各行事ごとの寺参りなどを怠れば寺請証文を受け取れず、いつキリシタンのレッテルを貼られるか分からなかった (圭室文雄 『神仏分離』 p.77)。
- vii 文化年中 (1804-1817) に高橋舎人光則によって書かれたもの。
- viii 一般の神社では神宮寺別当の勢力は過大で神社も祠官もその支配下にあるのが普通であった。(『弥彦村誌』)
- ix 『弥彦郷土史 続弥彦神領史話』 p.282
- x 『弥彦神社神主 高橋左近光頼の生涯』 p.22また、『弥彦郷土史 弥彦神領史話』には光頼の行った排仏について、『公事記録』からの要約が載っている。
  - 一 仏式による葬祭を禁止して神葬祭に改める。
  - 一 従来伝わった神社縁起を廃して新たに編する。
  - 一 社家一同は「神祇宗」を奉じ、各旦那寺から絶縁する。
  - 一 神宮寺を廃止して社僧の職を免ずる。
  - 一 神宮寺の仏像仏具撞鐘を売却。
  - 一 神宮寺の建物を「靈璽殿」とし御正体を内陣中央に奉斎、神主・社家の靈璽を祀る。
  - 一 真言院境内の護摩堂を取り崩す
  - 一 神宮寺供僧を勤めておった宝光院住職を追放する (『弥彦神社叢書』)
- xi 明治の神仏分離が行われるまで、弥彦神社神宮寺の供僧を勤めていた寺院 (『弥彦郷土史 続弥彦神領史話』)
- xii 一 弥陀を売ること (神宮寺本尊)
  - 一 あいぜん売ること (護摩堂本尊)
  - 一 護摩堂をはくこと
  - 一 森ノ木切ること
  - 一 鐘を売ること
  - 一 仏教を売ること
  - 一 百姓我儘二遣すこと (『弥彦神社叢書』)
- xiii 『弥彦郷土史 弥彦神領史話』には、「仏体焼却に抵抗して立ち上がったのは神社でもなく、真言院でもない浄土真宗信者たちであった。」(p.281)と記されているが、このような記述はこの文献のみである。
- xiv 『弥彦郷土史 弥彦神領史話』には、(弥彦風土記)とある
- xv 『新潟県史』通史編6 p.143
- xvi 『新編明治維新神仏分離史料』第四巻
- xvii 『神々の明治維新』 p.94
- xviii 『新潟県史』通史編6 p.136
- xix 『新潟県史』通史編6 p.135 白根市西潟文書「越後府書類」
- xx 『神々の明治維新』 p.93
- xxi 根木教徹「佐渡廃寺始末」『新編明治維新神仏分離史料』第四巻
 

また、『佐渡の百年』には「二十三日の浄土真宗の報恩講の夜には、集まった信者の間で「もう役人があちこちを歩きまわっているようだ。もし住職がいう事を聞かないで、寺を出ない場合は、大砲で焼き払うということだ」などという話までとび出して、とうとうその夜は夜明かしだった」という話も残っている。
- xxii 『新編明治維新神仏分離史料』第一巻p.143 太政類典「修験道は都て仏徒と為す」
- xxiii 『新編明治維新神仏分離史料』第一巻p.81
- xxiv 「二年二月になつて、真宗寺院に於ては京都行の幸便を得て、本山へ願書を出し、今度合寺の命令で十三ヶ寺だけ立置になり、共餘は廃寺となつた事情をのべて、越後の御坊なり又本山へ訴へたいにも、出国ができず、脱走するものは鉄砲で打殺すとの御触があり、強て出国の願いを出せば、国境追放せらるゝといふので出られない、願くは本山の威光を以て太政官へ直願下されたいと申出た」(『新編明治維新神仏分離史料』 p.81)

- xxv 根木教輔「佐渡廃寺始末」『新編明治維新神仏分離史料』第四巻pp.358-359  
xxvi 根木教輔「佐渡廃寺始末」『新編明治維新神仏分離史料』第四巻p.362  
xxvii 根木教輔「佐渡廃寺始末」『新編明治維新神仏分離史料』第四巻p.365  
xxviii 真野町史編纂委員会『真野町史 下巻』p.188  
xxix 『神仏分離』p.209  
xxx 『神仏分離』p.209

---

## 参考文献

- 圭室文雄『神仏分離』教育社歴史新書<日本史>113 1977.  
安丸良夫『神々の明治維新』岩波新書 1979.  
辻善之助・村上專精・鷺尾順敬『新編明治維新神仏分離史料』第一巻 名著出版 1983.  
辻善之助・村上專精・鷺尾順敬『新編明治維新神仏分離史料』第四巻 名著出版 1983.  
福田アジオ 新谷尚紀 湯川洋司 神田より子 中込睦子 渡邊欣雄 編『日本民俗大辞典 上』吉川弘文館 1999.  
小野泰博・下出積興・梶山林継・鈴木範久・藺田稔・奈良康明・尾藤正英・藤井正雄・宮家準・宮田登『日本宗教事典』弘文館 1985.  
櫻井治男「明治維新时期における神仏分離と地域神社」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第148集 2008.)  
島藺進『国家神道と日本人』岩波書店 2010.  
中澤伸弘『やさしく読む国学』戒光祥出版株式会社 2006.  
阪本是丸『明治維新と国学者』大明堂 1993.  
伊東多三郎「越後の国学」(新潟県人文研究会編『越佐研究 第一巻』国書刊行会 1987.)  
葦津泰國「神社神道」(藺田稔・橋本政宣編『神道史大辞典』吉川弘文館 2007.)  
五味文彦・鳥海靖『もういちど読む山川日本史』山川出版社 2009.  
新村出編『広辞苑』(第六版) 岩波書店 2008.  
桑原恵「古典研究と国学思想」(頼祺一編『日本の近世』第13巻 儒学・国学・洋学 中央公論社 1993.)  
新潟県『新潟県史』通史編2 1987.  
新潟県『新潟県史』通史編5 近世3 1988.  
新潟県『新潟県史』通史編6近代1 1988.  
岡眞須徳『弥彦郷土史 弥彦神領史話』弥彦村教育委員会 1985.  
岡眞須徳『弥彦郷土史 続弥彦神領史話』弥彦村教育委員会 1989  
弥彦村誌編纂委員会『弥彦村誌』弥彦村 1971.  
彌彦神社社務所編『彌彦神社百年誌』(前編) 彌彦神社社務所 1988.  
岡眞須徳『弥彦神社神主 高橋左近光頼の生涯』高橋左近光頼顕彰会 1997.  
相川町史編纂委員会『佐渡 相川の歴史』通史編 近・現代 相川町 1995.  
山本修之助『佐渡の百年』佐渡郷土文化の会 1972.  
新潟県神職会佐渡支部「佐渡神社誌」 1926。(山本修之助『佐渡叢書』第15巻 佐渡叢書刊行会 1982.)  
藤沢子山「子山 佐渡誌」一卷 (山本修之助『佐渡叢書』第5巻 1974.)  
「佐渡国寺社境内案内帳」(山本修之助『佐渡叢書』第5巻 1974.)  
新潟県『新潟県史』資料編14 近代二 明治維新編Ⅱ 1983.  
新潟県『新潟県史』資料編22 民俗・文化財一 民俗編Ⅰ 1982.  
『新潟新聞』第159号 明治13年2月19日  
岩瀬佳弘「佐渡における寺院の廃合過程」(小村弑先生退官記念事業会『越後・佐渡の史的構造』1984.)  
真野町史編纂委員会『真野町史 下巻』真野町教育委員会 1983.  
金井町史編纂委員会『金井町史 近代編』金井町教育委員会 1967.  
羽茂町史編さん委員会『通史編 近現代の羽茂』羽茂町誌第四巻 羽茂町 1998.  
佐和田町史編纂委員会『佐和田町史』通史編Ⅲ 佐和田町教育委員会 2001.  
富岡要太郎『弥彦神社叢書』第二巻年中行事編 弥彦神社社務所 1940.



弥彦神社神宮寺本尊（『彌彦神社明治百年史』（前編）1988.）

（卒業論文指導教員 神田より子）